

お知らせ

国民健康保険から 脱退の届出はお早めに!!

春は卒業や入学・就職など、異動の多い季節です。職場の健康保険に加入したり、または退職された場合は、国民健康保険への届出が必要です。

◆ 脱退する場合

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	国保保険証、社会保険証、印鑑
他の市区町村へ転出するとき（職場の健康保険に加入していない場合）	国保保険証、印鑑

◆ 加入する場合

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険の資格がなくなったとき	職場の健康保険の喪失証明書、印鑑
他の市区町村から転入したとき（職場の健康保険に加入していない場合）	転出証明書、印鑑

◆ その他

こんなとき	届出に必要なもの
住所、世帯主などが変わったとき	国保保険証、印鑑
学生が修学のため市外へ転出したとき	国保保険証、在学証明書、印鑑
上記、学生が卒業したとき	国保保険証、印鑑
保険証を紛失したとき	本人確認ができるもの（免許証など）、印鑑

70歳から74歳までの自己負担割合の軽減措置が継続されます!

70歳から74歳までの国民健康保険加入者が、病院などで診療を受けたときの自己負担割合*は、現在1割となっています（一定以上の所得がある方を除きます）。

自己負担割合は、法律上では本来2割ですが、平成22年3月末まで1割に軽減する措置がとられていました。今回、この軽減措置が延長され、4月から来年3月末までの間、1割の自己負担割合が継続

※国民健康保険の資格取得・喪失の届出は、14日以内に行いましょう

されます（ただし、8月に前年の所得をもとに変更される場合があります）。

対象者には新しい被保険者証を3月中に順次郵送する予定です。なお、一定以上の所得がある方（3割負担の人）は自己負担割合および被保険者証の変更はありません。対象者

70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、被保険者証の自己負担割合欄に「2割（平成22年3月31日までは1割）」と記載されている人

*70歳から74歳までの国民健康保険加入者の自己負担割合

被保険者区分	自己負担割合
一般	1割
一定以上の所得がある ※	3割

※同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国民健康保険被保険者がいる方

医療費通知を 確認しましょう!

市では、医療機関で受診された国民健康保険の被保険者に医療費通知を年4回送付しています。

この医療費通知は、一人ひとりが自分の健康管理を十分心がけるとともに、正しく保険診療を受けていたため、その内容の確認・目安として送付しているものです。

◆ 医療費通知の記載内容

診療を受けた医療機関名・診療日数（回数）・医療費の総額および窓口での自己負担額などを記載しています。（自由診療や差額ベッド代、その他保険外診療は含まれていません。）

◆ 内容に覚えがない場合

医療費通知を確認し、記載されている医療機関等で診療を受けていない、日数・回数が多いなど不明な点がありましたら、まずはお手元の領収書などをご覧になり医療機関に確認してください。

※医療費通知は確定申告における医療費控除の証明書としては使用できません。医療機関の領収書は大切に保管しましょう。

問 市民課国民健康保険係

☎ (80) 11143